

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成29年2月8日

広島県知事 湯 崎 英 彦

県一般29第3号

1 調達内容

(1) 業務名

広島県税務トータルシステム設計・構築及び運用保守等業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

当該業務契約に係る広島県議会の議決のあった日の翌日から平成36年9月30日まで（地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所

広島市中区基町10番52号

広島県総務局税務課（広島県庁本館3階）

(5) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額（8パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 技術評価等資料

(1) 技術評価等資料の内容は、別紙1「技術評価資料内訳書」のとおりとする。

(2) 技術評価等資料の提出方法等

ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。

イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。

ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、別紙2「広島県税務トータルシステム設計・構築及び運用保守等業務落札者評価基準」のとおりとする。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 平成26年広島県告示第503号（平成27年から平成29年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「15Cシステムの設計・開発」及び「15Dシステムの保守・管理」の資格をいずれも認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 元請け又は共同企業体・企業グループの構成員として、本件調達の公告日から起算して過去5年間に国税庁、都道府県、政令市または中核市の税務基幹系システムを開発した実績がある者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与認定を受けている者又は同等の認証を受けている者であること。
- (6) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

ただし、企業グループを構成し入札参加資格確認申請書等を提出する場合の取扱いについては次のとおりとし、グループ構成書（別紙3の1）及び委任状（別紙3の2）を提出すること。

ア 企業グループのすべての構成員が、上記4入札参加資格(1)，(2)，(3)及び(6)の条件を満たしていること。

イ 企業グループの代表者である構成員が上記4入札参加資格(4)の「元請けとして過去5年間に国税庁、都道府県、政令市または中核市の税務基幹系システムを開発した実績がある者であること。」に該当し、(5)の条件を満たしていること。

ウ 企業グループの構成員が、単独で又は他の企業グループの構成員として、本件調達に参加していないこと。

5 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本県の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記4(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (2) 申請期間
平成29年2月8日（水）から平成29年2月22日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部総務事務課（広島県庁南館1階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

6 入札手続等

(1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局税務課（広島県庁本館3階）管理グループ

電話（082）513-2319（ダイヤルイン）

イ 交付期間

平成29年2月8日（水）から平成29年2月22日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成29年2月22日（水） 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14

年法律第99号] 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成29年3月1日(水)までに通知する。

(3) 入札書及び技術評価等資料の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

広島市中区基町10番52号

広島県庁本館3階税務課管理グループ

イ 提出期限

平成29年3月23日(木) 午後1時

ウ 入札書及び技術評価等資料の提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。また、提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年3月24日(金) 午前10時

イ 場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁農林別館3階入札室

7 落札者の決定方法

(1) 入札価格が広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が2名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が最も高い者を落札者とする。すべての評価点が同じ場合は、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

- (ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「15Cシステムの設計・開発」及び「15Dシステムの保守・管理」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (イ) 上記(ア)以外の者

免除

- (3) 入札者に求められる義務

上記6(2)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

- (5) 契約における特約事項

本件入札は、落札者との契約締結について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年広島県条例第29号）に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決をもって本契約が成立する。

また、本県入札による仮契約は、広島県議会における当該契約に係る平成29年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

なお、平成30年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 手続における交渉の有無

無

- (8) その他

入札説明書による。

(9) 入札の延期及び中止

本県調達に係る歳入歳出予算が入札日までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、当該入札を延期又は中止する。

9 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局税務課（広島県庁本館3階）

電話（082）513 - 2319(ダイヤルイン) ファクシミリ（082）222 - 1041

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required : Development, operation and maintenance of Tax systems
- (2) Fulfillment period : From the next day of approval of Hiroshima prefectural assembly to 30 September 2024
- (3) Fulfillment place : Indicated in the specifications
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 p.m. 22 February 2017
- (5) Time-limit for tender : 1:00 p.m. 23 March 2017
- (6) Contact point for the notice : Taxation Division, General Affairs Bureau, Hiroshima Prefectural Government
10-52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511 Japan
TEL 082-513-2319(direct dialing)

技術評価資料内訳書

項番	項目		評価項目	内容(提出資料)
1	技術評価	実施計画	○実施計画の妥当性 本業務での目的の理解度、本県が抱える課題の認識や将来目標に対する認識を評価する。	企画提案書本文(任意様式)又は付属資料(任意様式)
2	技術評価	実施計画	○実施スケジュール等の妥当性 ・プロジェクト管理について、計画、体制、進捗管理の具体的な手法、品質管理、リスク管理の方法等の提案内容について評価する。	企画提案書本文(任意様式)又は付属資料(任意様式)
3	技術評価	実施体制	○実施体制の妥当性(設計・構築における体制) ・実施体制、役割、要員の適性、配置人数を評価する。 ・本県の体制に適合した推進体制かを評価する。	企画提案書本文(任意様式)及び従事者の業務資格・経験(様式第3号)
4	技術評価	実施体制	○通常保守運用体制の妥当性(運用保守時における体制) ○緊急時の対応についての評価(運用保守時における体制) ・運用コストが増大しないことを制約として、非常駐時間帯における障害発生等への対応時間を延長できるかを評価する。 ・非常駐時間帯における障害発生時の把握方法及び対応方法を含めた提案を評価する。	企画提案書本文(任意様式)又は付属資料(任意様式)
5	技術評価	専門性・能力	○過去5年間の同種業務の受注実績の評価	履行実績調書(様式第1号)及び履行実績が確認できる契約書等の写し
6	技術評価	専門性・能力	○業務に従事するプロジェクトマネージャ、マネージャ補佐、チームリーダー等、中核となる技術者・資格者の評価 ・税務システム開発業務経験を有しているか。 ・参加形態は専任・兼務か。 ・情報処理資格等の有資格者か。 ※情報処理資格等とは、経済産業大臣が認定するプロジェクトマネージャまたはプロジェクトマネジメント協会(PMI)が認定するPMP(Project Management Professional)、独立行政法人情報処理推進機構が認定する高度な知識・技能に相当するITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベテッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者及び準じる資格者をいう。 ○業務に関連する認証等の評価 ※認証等は、ISO9001取得、ISO14001取得、エコアクション21取得、プライバシーマーク取得をいう。	情報処理資格の書類の写し(従事を予定する者の書類を全て提出すること。) ISO9001取得、ISO14001取得、エコアクション21取得、プライバシーマークの認証の写し
7	技術評価	拠点・設備	○拠点・設備による評価	企画提案書本文(任意様式)又は付属資料(任意様式) ・LGWAN運営主体である地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の登録資格審査証 ・一般財団法人日本品質保証機構(JQA)の「データセンター安全対策適合証明書」 ※日本データセンター協会(JDCC)が制定した「データセンターファシリティスタンダード(JDCC FS-01)」にもとづくレベルに応じた稼動信頼性個別検査の認定 ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の以下 ISO/IEC 27001: ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)適合性評価制度認定 ISO/IEC 20000: ITSMS(ITサービスマネジメントシステム)適合性評価制度認定 ISO 22301 : BCMS(事業継続マネジメントシステム)適合性評価制度認定 ※JQA以外は、震度6強は自己申告となる。
8	技術評価	拠点・設備	○システム構成、ハードウェア、ソフトウェアの評価	企画提案書本文(任意様式)又は付属資料(任意様式)

項番	項目	評価項目	内容(提出資料)	
9	技術評価	業務要件	○機能要件に対する充足度 ○課題要望要件に対する対応度	企画提案書本文(任意様式), 機能要件(別冊1), 画面・帳票要件(別冊2, 任意様式)又は付属資料(任意様式)
10	技術評価	業務要件	○その他の実装機能を評価 他県実績に基づく業務効率化に資する実装機能について評価	企画提案書本文(任意様式)又は付属資料(任意様式)
11	技術評価	移行要件	○移行方法, 移行手順の評価 想定される課題等を踏まえた上での移行方法, 課題への対応策等に係る提案について評価する。	企画提案書本文(任意様式)又は付属資料(任意様式)
12	技術評価	保守要件	○システム保守(軽微な保守等)に対する対応を評価 ○大規模システム改修(税制改正対応)に対する対応を評価	企画提案書本文(任意様式)又は付属資料(任意様式)
13	技術評価	運用要件	○業務作業における職員負担軽減効果を評価	企画提案書本文(任意様式)又は付属資料(任意様式)
14	技術評価	教育・研修	○業務に関する技術向上研修の実施の有無 ・研修体制について, 効果的な研修を実施するための提案がなされているかどうかを評価する。 ・実施体制, マニュアルの整備方法その他随時, 職員の理解向上に資するような提案等について評価する。	企画提案書本文(任意様式)又は付属資料(任意様式)
15	技術評価	信頼性	○信頼性(SLA)に対する評価	企画提案書本文(任意様式)又は付属資料(任意様式)
16	技術評価	経済性	○運用経費に対する評価 ○システム保守料に対する評価	入札金額内訳書(様式第2号)
17	技術評価	経済性	○機器等経費に対する評価 ハウジングの場合(施設費, H/W, S/W, 保守費) ホスティングの場合(施設費, ホスティング料金)	入札金額内訳書(様式第2号) 企画提案書本文(任意様式)又は付属資料(任意様式)
18	技術評価	その他	○共同化への取り組みを評価	入札金額内訳書(様式第2号) 企画提案書本文(任意様式)又は付属資料(任意様式)
19	技術評価	その他	○共同化に伴い5年間で派生する効果を評価 ランニングコスト(運用・システム保守・機器等の経費)に対し, 初年度と5年後の増減額を割合で評価	入札金額内訳書(様式第2号) 企画提案書本文(任意様式)又は付属資料(任意様式)
20	政策評価	法令遵守	○社会保険等の加入状況 社会保険等の届出内容に間違いがないことを誓約するか, また本県が必要と認めるときはいつでも, 業務の実施状況などの報告を行い, 社会保険等の実施調査に協力することを承諾するか。	社会保険等届出内容誓約書(様式第4号)
21	政策評価	法令遵守	○業務従事予定者の賃金水準 本業務に従事する者に最低賃金法(昭和34年法律第137号)に定める最低賃金額以上の賃金を支払うことを承諾するか, また本県が必要と認めるときはいつでも, 業務の実施状況などの報告を行い, 最低賃金等に係る実地調査に協力することを承諾するか。	最低賃金に係る誓約書(様式第5号)

総合評価一般競争入札 落札者決定基準

業務名		広島県税務トータルシステム設計・構築及び運用保守等業務			
業務場所		仕様書のとおり			
業務概要		仕様書のとおり			
項番	項目	評価項目	必須	評価基準	配点
1	技術評価 実施計画	○実施計画の妥当性 本業務での目的の理解度、本県が抱える課題の認識や将来目標に対する認識を評価する。	必須	○企画提案の基本的な考え方、取組方針等を簡潔に記載しており本業務の趣旨に合致しているかを評価 ・納税者サービスの向上 ・税務事務の効率化や適正化 ・税務システムの高度化 ・トータルライフサイクルコスト	2
2	技術評価 実施計画	○実施スケジュール等の妥当性 ・プロジェクト管理について、計画、体制、進捗管理の具体的な手法、品質管理、リスク管理の方法等の提案内容について評価する。	必須	○実施計画の妥当性を評価 ・プロジェクト遂行のスケジュールは適正か。 ・プロジェクト管理の実施方法が具体的に記述されているか。 ・プロジェクトのリスクを明確に定義し、それに対する対応が適切か。	3
3	技術評価 実施体制	○実施体制の妥当性（設計・構築における体制） ・実施体制、役割、要員の適性、配置人数を評価する。 ・本県の体制に適合した推進体制かを評価する。	必須	○体制の妥当性を評価 ・実施体制、役割、要員、税務経験、人数は十分か。 ・本県が想定する実施体制に適合した体制で想定されているか。 ・必要に応じて増員等の必要な措置が可能であるか。	10
4	技術評価 実施体制	○通常保守運用体制の妥当性（運用保守時における体制） ○緊急時の対応についての評価（運用保守時における体制） ・運用コストが増大しないことを制約として、非常駐時間帯における障害発生等への対応時間を延長できるかを評価する。 ・非常駐時間帯における障害発生時の把握方法及び対応方法を含めた提案を評価する。		○問合せ窓口、運用体制を評価 ・本県専用の問合せ窓口は開設されているか。 ・運用体制、役割、人数等は適正で具体的か。 ○緊急時の対応について評価 ・非常駐時間帯の体制は有効か。 ・障害発生時は迅速な対応が可能か。	5
5	技術評価 専門性・能力	○過去5年間の同種業務の受注実績の評価		平成24年2月～平成29年1月までの、都道府県税務システム構築実績件数に応じて評価する。	5
6	技術評価 専門性・能力	○業務に従事するプロジェクトマネージャ、マネージャ補佐、チームリーダー等、中核となる技術者・資格者の評価 ・税務システム開発業務経験を有しているか。 ・参加形態は専任・兼務か。 ・情報処理資格等の有資格者か。 ※情報処理資格等とは、経済産業大臣が認定するプロジェクトマネージャまたはプロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するPMP（Project Management Professional）、独立行政法人情報処理推進機構が認定する高度な知識・技能に相当するITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者及び準じる資格者をいう。 ○業務に関連する認証等の評価 ※認証等は、ISO9001取得、ISO14001取得、エコアクション21取得、プライバシーマーク取得をいう。		○業務に従事するプロジェクトマネージャ、マネージャ補佐、チームリーダー等、中核となる技術者・資格者に対する評価 ・税務業務の経験年数は十分か。 ・参加形態は専任か兼務か。 ・情報処理資格等の有資格者か。 ※資格を証明する証を提示すること。 ○業務に関連する認証等の取得に応じて評価。 ※認証等の取得状況を証明する証を提示すること。	10
7	技術評価 拠点・設備	○拠点・設備による評価	必須	○拠点・設備の評価 ・LGWANファシリティ認定事業者（必須） ・データセンター協会（JDCC）のティア3以上（必須） ・震度6強に対応した施設 ・データセンタ情報開示制度証明書 ・SSAE16 type2「Statement on Standards for Attestation Engagements No.16」	10

項番	項目		評価項目	必須	評価基準	配点
8	技術評価	拠点・設備	○システム構成、ハードウェア、ソフトウェアの評価	必須	○システム構成に対する評価 ・標準技術、仮想化技術の有無を評価 ○可用性、拡張性等を評価 ・冗長性、信頼性は確保されているか。 ・可用性、拡張性は十分か。	5
9	技術評価	業務要件	○機能要件に対する充足度 ○課題要望要件に対する対応度	必須	○ システム（ベースソフト）の特徴の有効性 ○ システム全体イメージと各機能の概要の妥当性 ○ システムの画面・帳票イメージ及び操作イメージの提案の分かりやすさ ○ 画面表示及び操作方法の妥当性 ○ 機能要件(別冊1)の充足度及び画面・画面・帳票要件(別冊2)の妥当性	10
10	技術評価	業務要件	○その他の実装機能を評価 他県実績に基づく業務効率化に資する実装機能について評価		○その他有効な実装機能を評価 ・滞納整理事務の効率化機能はあるか。 ・市町村連携に対する機能は実装されているか。 ・滞納整理事務における有効な進行状況管理機能を実装あるか。	5
11	技術評価	移行要件	○移行方法、移行手順の評価 想定される課題等を踏まえた上での移行方法、課題への対応策等に係る提案について評価する。	必須	○安全確実なデータ移行の実現方法、手順を評価 ・データ移行時の想定リスクと対策は十分か。 ・安全確実なデータ移行が可能か。 ○受入テスト等の職員負担軽減策を評価 ・本県職員の作業が明確であり、負担軽減が可能な支援内容であるか。	15
12	技術評価	保守要件	○システム保守（軽微な保守等）に対する対応を評価 ○大規模システム改修（税制改正対応）に対する対応を評価	必須	○アプリケーション構築手法による改修コスト削減効果を評価 ・改修コストが削減可能な手法で構築されているか。 ・汎用性を高めた構成であるか。 ○システム改修に対する経費削減効果を評価 ・従来手法と比べた削減効果見込みが記載されているか。 ・過去の税制改正時に改修コストが抑制された実績があるか。 ・本提案における改修工数の見込み値を評価	20
13	技術評価	運用要件	○業務作業における職員負担軽減効果を評価	必須	○定型作業に対する軽減策を評価 ・職員作業に対する軽減策は有効か。 ○非定型作業に対する軽減策を評価 ・EUC活用への支援内容は十分か。	15
14	技術評価	教育・研修	○業務に関する技術向上研修の実施の有無 ・研修体制について、効果的な研修を実施するための提案がなされているかどうかを評価する。 ・実施体制、マニュアルの整備方法その他随時、職員の理解向上に資するような提案等について評価する。	必須	○実施想定、実施回数、実施内容を評価 ・実施体制、実施回数、実施場所、実施内容は有効か。 ○研修に使用する教材等は職員が十分理解できる内容となっているか。 ・具体的なマニュアルのイメージや分かり易い内容か。	10
15	技術評価	信頼性	○信頼性（SLA）に対する評価	必須	○SLAの提示レベルで評価 ・本県が想定するSLAレベルに対する提案を評価する。 ・本県が想定する以外の有効なSLA項目が提案されているか。	15
16	技術評価	経済性	○運用経費に対する評価 ○システム保守料に対する評価	必須	○5年間のシステム保守運用経費の額を評価 評価点＝配点 X（最低価格÷システム保守運用経費） ※小数点以下は切り捨て	10
17	技術評価	経済性	○機器等経費に対する評価 ハウジングの場合（施設費、H/W、S/W、保守費） ホスティングの場合（施設費、ホスティング料金）	必須	○5年間の機器等経費の額を評価 評価点＝配点 X（最低価格÷機器等経費） ※小数点以下は切り捨て	10
18	技術評価	その他	○共同化への取り組みを評価		○共同化への取り組み姿勢・実現性を評価 ・目標レベル、目標に向けた具体的取組は実現可能な内容か。 ○アプリケーション共同化による改修コスト削減効果を評価 ・到達目標、段階目標に対する削減効果は具体的に提示されているか。	10

項番	項目		評価項目	必須	評価基準	配点
19	技術評価	その他	○共同化に伴い5年間で派生する効果を評価 ランニングコスト（運用・システム保守・機器等の経費）に対し、初年度と5年後の増減額を割合で評価		○5年間のランニングコストの増減率で評価 増減率＝(初年度のランニングコスト - 5年後のランニングコスト) ÷ 初年度のランニングコスト ※ランニングコストは「第2号様式 入札金額内訳書」にもとづく初年度及び平成36年度の月割額を対象とする。	10
20	政策評価	法令遵守	○社会保険等の加入状況 社会保険等の届出内容に間違いがないことを誓約するか、また本県が必要と認めるときはいつでも、業務の実施状況などの報告を行い、社会保険等の実施調査に協力することを承諾するか。	必須	○社会保険等届出内容誓約書(様式第4号)の提出状況により評価	10
21	政策評価	法令遵守	○業務従事予定者の賃金水準 本業務に従事する者に最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額以上の賃金を支払うことを承諾するか、また本県が必要と認めるときはいつでも、業務の実施状況などの報告を行い、最低賃金等に係る実地調査に協力することを承諾するか。	必須	○最低賃金に係る誓約書(様式第5号)の提出状況により評価	10
合計						200
価格評価の配分点						120
技術評価の配分点						180
政策評価の配分点						20
価格評価	価格評価の配分点 × (1 - (入札価格) / (予定価格))					120
技術評価	技術評価の配分点 × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)					180
政策評価	政策評価の配分点 × (政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)					20
総合評価点	価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点					320

※1 端数処理については、小数第1位以下を四捨五入するものとする。

※2 必須項目として設定した評価項目については、記載がない場合は失格とする。

※3 技術評価点が6割（108点）に満たない場合は失格とする。

(別紙3の1)

グループ構成書

平成 年 月 日

広島県知事様

広島県税務トータルシステム設計・構築及び運用保守等業務に関し、次のとおり企業グループを構成し参加します。

企業グループ名			
代表構成員	名 称		
	所 在 地		
	代 表 者 氏 名		
	連 絡 先	電話	ファクシミリ
	電子メール アドレス		
	担 当 者	所属	氏名
	グループ内での 担当業務		
構成員	名 称		
	所 在 地		
	代 表 者 氏 名		
	連 絡 先	電話	ファクシミリ
	電子メール アドレス		
	担 当 者	所属	氏名
	グループ内での 担当業務		
構成員	名 称		
	所 在 地		
	代 表 者 氏 名		
	連 絡 先	電話	ファクシミリ
	電子メール アドレス		
	担 当 者	所属	氏名
	グループ内での 担当業務		

※ 「構成員」欄が不足する場合は、適宜用紙を追加すること（割印を押印すること）。

(別紙3の2)

委 任 状

平成 年 月 日

広 島 県 知 事 様

所 在 地

企業の名称

代表者氏名

印

広島県税務トータルシステム設計・構築及び運用保守等業務の入札に関し、次の企業を代表構成員として、一切の権限を委任します。

企業グループ名	
企業 の 名 称	
所 在 地	
代 表 者 氏 名	

※ 構成員ごとに作成すること。